

法令間の効力関係

会規制定委員会

古田 雄久 Furuta Takehisa (52期)



1 はじめに

一般に、法令は、一定の秩序によって統一的な法体系を構築しています。そして、その形式的効力には法令の種類によって優劣があり、階層的秩序を形成しています。

法令は、その種類によって階層的に位置づけられ、その階層によってその効力の優劣が決まります。「上位法は下位法に優る」の法格言にあるように、階層の上位にある法令の効力は、階層の下位の法令に優先し、上位法に違反する下位法は無効となります。

これに対して、同一の階層にある法令は、同一の効力を有することになります。そのため、同一階層の法令同士で相互に矛盾抵触が生じるような場合、なんらかの調整が必要となります。

2 解釈による調整

同一階層で複数の法令が相互に矛盾抵触する場合であっても、合理的な解釈や解釈の一般原則により相互の関係が明確になることがあります。

この場合の「解釈」は、例えば、趣旨・目的が異なる、想定する対象が異なる、適用の優先劣後の関係がある、などによって調整されます。また、解釈による調整の一般原則として、「後法優先の原則」と「特別法優先の原則」があります。

① 後法優先の原則

これは、形式的効力を等しくする同一種類の二つ以上の法令の内容が相互に矛盾する場合に、法令制定の時間的前後関係によって優先する法令を

決めるもので、時間的に後から制定されたもの（後法・新法）が前に制定されたもの（前法・旧法）に優先する、とする原則です。「後法は前法を破る」の法格言で知られています。

この場合、問題となるのは、法令の前後を判断する基準時がどの時点かということですが、そもそも、後法を優先させるのは立法者の合理的な意思を推定するための一つの目安なので、その前後は立法者の意思、すなわち法令の内容が最終的に確定した時（法律であれば、法律案が法律として成立した時）を基準とするのが妥当といわれています。

② 特別法優先の原則

これは、法令を相対的に一般法と特別法とに分け、特別法が規律の対象としている事項については、特別法の規定をまず優先的に適用し、一般法の規定は、それらの対象については、特別法の規定に矛盾しない範囲内で、補的に適用する、とする原則です。一般法は、ある事項について広く一般的に規定した法令をいい、特別法は、一般法の対象と同じ事項について、特定の場合、人、地域などを限って一般法と異なる内容を定めた法令をいいます。

③ 後法が一般法で、前法が特別法の場合

後法である一般法自体が、その中で前法たる特別法を改廃し、又はその効力を否定する旨を明文で規定している場合、あるいは後法たる一般法の全体の立法趣旨から判断して、これに矛盾する従前の特別法の効力を否定する趣旨であることが明らかである場合には、後法優先の原則により、後法たる一般法と矛盾する従前の特別法が、当該一

般法の規定によって改廃され、又はその効力を否定されることとなります。

しかし、上記のような場合でない限り、一般法と特別法との関係においては、特別法が常に優先的に適用され、その特別法によって規律されている事項については、一般法が後法であっても、当該一般法の規定は、特別法と矛盾しない範囲において補充的に適用されるにとどまります。その意味では、特別法優先の原則が後法優先の原則よりも優先するといえます。

3 解釈上の疑義を解消するための規定例

法令の立案に当たっては、できるだけ解釈に疑義が生じないようにすることが重要です。そのため、複数の規定に、相互に矛盾抵触が生じる可能性が存在する場合、できるだけ相互の関係を調整する規定を置いて、解釈上の疑義を解消しておくのが望ましく、実際にもそのようにするのが一般的です。

① 特別法優先に関する用例

典型的な用例としては、「他の法律に別段の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる」のように規定します。これは、この規定を置く法令が一般法であることを示すとともに、特別法がある場合には特別法が優先するものであることを示しています^{*1}。

もっとも、一般法・特別法の関係は、「別段の定め」等の文言がある場合に限られません。一般法において、「別段の定め」について言及しているのは、別段の定め等がある場合には当該別段の定めが適用されることになることを、又は当該規定が別異の規定の存在を前提にそれを除外した一般的な関係について定めるものであることを明確にする意味があるといえます。

② 特別法に関する用例

特別法に当たる法令で、「…については、〇〇

法第〇条の規定にかかわらず、…とする」「この法律は、…について〇〇法の特例を設けることを目的とする」等と規定するものもあります。


特別法においてこのように規定するのは、その特別法が一般法を前提として規定されるものであることを明確にする意味があるといえます。

なお、特別法と一般法の関係について、一般法の規定に加えて特別法の規定を適用する趣旨を表す場合には「〇〇法第〇条の規定に定めるもののほか…」と規定し、一般法の規定を排除して特別法の規定を適用する趣旨を表す場合には、「〇〇法第〇条の規定にかかわらず…」と規定して、両者の関係を明らかにします^{*2}。

4 いわゆる「基本法」について

ある分野について基本的な施策や方針などを規定する法律として、いわゆる「基本法」と言われるものがあります。教育、環境、少子化社会対策等の分野について、国の制度、政策、対策に関する基本方針を明示するもので、前文を置いてその背景、決意、ねらい等を格調高く謳ったり、第1条の目的規定において、施策の「基本となる事項を定める」旨を明らかにするのが一般的です^{*3}。

このような基本法は、その対象とする分野については、他の法律に優越する性格を有し、他の法律がこれに誘導されるという関係にあり、包括的に施策を実施するために必要な法制上の措置を講ずべき旨を定めたり、あるいは、個別的に原則や施策の基本を明らかにしつつその具体的内容を「別に法律で定める」こととする等、一連の規定中で、他の法律との関係性が明らかにされます^{*4}。

反面、これらの基本法では、一部の例外を除けば、直接に国民の権利義務に影響を及ぼすような規定は設けられず、その大半は、訓示規定とかいわゆるプログラム規定で構成されています。 

*1 一般法的具体例として、次のものが挙げられます。

○国有財産法(昭和23年法律第73号)

(この法律の趣旨)

第1条 国有財産の取得、維持、保存及び運用(以下「管理」という。)並びに処分については、他の法律に特別の定めのある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

*2 一般法の規定を排除して特別法の規定を適用している具体例として、次のものが挙げられます。

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)(行政財産の貸付け)

第69条 国は、必要があると認めるときは、国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第1項の規定にかかわらず、選定事業の用に供するため、行政財産(同法第3条第2項に規定する行政財産をいう。…)を選定事業者に貸し付けることができる。(以下略)

○国有財産法(昭和23年法律第73号)

(処分等の制限)

第18条 行政財産は、貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又

は私権を設定することができない。(以下略)

*3 基本法的具体例として、次のものが挙げられます。

○交通政策基本法(平成25年法律第92号)

(目的)

第1条 この法律は、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

*4 例えば、交通政策基本法では、次のように規定しています。

(法制上の措置等)

第13条 政府は、交通に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。